

1 いじめの定義と基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍しているなど、一定の人間関係にある他の子どもが行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) 基本的な考え

子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの防止に取り組まなければなりません。子どもをいじめから守るため、また、いじめという行為を行わないためには、いじめについて、次のような理解が必要です。

- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生する不法行為である。
- ◆いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ◆いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

このような理解のもと、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

子ども同士のトラブルが起きたときは、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを指導します。また、いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、その子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対を守る」ことを約束します。そして、いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景を踏まえた上で、心からの反省を促し、両方の子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 自己有用感や充実感が得られる学校づくり

- ・ 教職員が率先して、普段における生徒へのかかわりを大切にし、よい点は褒め、悪い点は正しながら、一人一人が大切な存在であることの範を示すよう努めます。
- ・ 各教科の授業、学級活動や生徒会活動、部活動など、あらゆる場面において、集団生活の中でどの生徒も大切な存在であり、お互いを尊重し合うことの大切さを実感できるような指導の工夫改善に努めます。

- ・ 自分と友達によさに気づき、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習、修学旅行、職場体験等の充実に努めます。

(2) 生徒主体の活動の充実

- ・ 秋田市中学生「絆」宣言を各教室に掲示するとともに、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としてやりがいをもって活動することで、共に協力し、支え合おうとする人間関係づくりに努めます。
- ・ 学級会や生徒会、道徳の時間等でいじめ問題を取り上げて未然防止に向けて共に考え議論するなど、いじめを生まない学校づくりに努めます。

(3) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業内容を校内掲示板（道徳コーナー）をとおして発信するとともに、保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信等でお知らせするなどして情報提供に努め、人間としてのあり方を共に見つめ共に考える機会とします。
- ・ P T Aや地域の連絡協議会などで、学校、保護者、地域が担うべき役割等について共通理解を図っていきます。
- ・ 外部の専門家を招いた講演会などの実施に努めます。

(4) 情報モラル指導の充実

- ・ 学級活動等での日常的な指導のほか、学年・学級P T Aやネットトラブル集会をとおして、インターネットやS N S等を安全に利用するための留意事項について、生徒と保護者への理解を図ります。

3 いじめの早期発見の取組

(1) 学校生活アンケート等の実施

- ・ 年4回（5月、7月、11月、2月）の定期的な生活アンケートや、よりよい学校生活と人間関係づくりのための客観的な調査（Q U調査：図書文化社）を実施します。

(2) スタディライフ等のふれあいノートの実施

- ・ 生徒一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、生徒の心の変化を把握し、信頼関係を築いていきます。

(3) 二者面談や三者面談の実施

- ・ 学級担任が面談をとおして、生徒や保護者の悩みや不安等を聞き取り、課題があった場合は、その解決に努めます。

(4) 校内の相談窓口及びいじめから守ってくれる機関等の周知

- ・ 学級担任以外に、学年主任や教頭、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭が、生徒や保護者の相談窓口となります。また、このことを、広く生徒に周知徹底します。
- ・ いじめ等の問題を気軽に相談できる学校外の相談機関の周知に努めます。

(5) 校内での情報共有

- ・ 生徒のささいな兆候や生徒からの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「秋田南中学校いじめ対策委員会（後述）」において、その情報を共有します。

いじめの認知にあたっては、次のような場合であっても、子どもの感じる被害性に着目して事実確認を行います。

- ・ 仲の良い友人同士が、口げんかやたたき蹴るなどのふざけ合いを続けている場合
 - ・ 好意から行った行為が、意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまう場合
(助けたいと思っての行為が、他から冷やかされるきっかけになってしまった場合)
 - ・ インターネット上で悪口を書かれていることを本人が知らない場合 等
-

(6) 教職員の研修による指導技術及び意識の向上

- ・ いじめの兆候を見逃さないよう、校内や家庭内での特徴的な言動について共通理解するとともに、常に、いじめはいついかなる場所でも起こりうるという前提に立って行動できる教職員を目指し、研修に励みます。

4 いじめへの対応

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・ 「秋田南中学校いじめ対策委員会」で、個々の事案についての最善と思われるの対応策を検討するとともに、どの教師がどの生徒に対応するかなど、役割分担を決めて生徒に対応していきます。

秋田南中学校いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、当該学級担任 ※重大事案発生時など、状況に応じて、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA役員、警察署員等が加わります。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・ いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方からの事実確認を迅速かつ丁寧に実施するとともに、聞き取った内容の事実関係を明らかにしながら、いじめ対策委員会等において正確に状況を把握します。

(3) 組織的な指導・支援

- ・ 指導、支援にあたっては、学級担任だけに任せるのではなく、状況に応じて、学年部を中心としながらも、学校全体で指導・支援していけるよう「秋田南中学校いじめ対策委員会」で協議・決定しながら進めます。

(4) 対応記録の蓄積と情報の引き継ぎ

- ・ いじめの認知に至った経緯や指導の状況、継続支援に係る留意点などをとりまとめた資料を作成するなど、学年間または学校間での情報の引き継ぎが円滑、確実に行われるよう努めます。

(5) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 状況に応じて、関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携します。
- ・ 万が一、犯罪行為と思われる事案が発生した際には、生徒の安全、安心を最優先に考え、ためらわずに警察と連携します。

(6) 保護者との連携

- ・ いじめと思われる事案が発生し、事実確認のための聞き取りを生徒に行う場合には、保護者の了解を得ることを基本とします。また、その過程や結果についても、適切に保護者に伝えていきます。
- ・ いじめの実態が明らかになった段階では、いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を求めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供します。
- ・ いじめた子どもの保護者に対し、いじめの事実関係について、躊躇することなく説明するとともに、行為そのものに対して反省を促すよう働きかけます。
- ・ いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(7) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し対処について協議します。

いじめが解消している状態は、少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。

- いじめに係る行為が止んでいるか否かを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、個別面談等をおして明らかに心身の苦痛を感じていないと認められること。
- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(半年以上)継続していること。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、保護者と連携しつつ注意深い観察等に努めます。

5 保護者、地域との連携

(1) 校報、学年便り、生徒指導便り等による情報発信

- ・ 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動について情報を提供するとともに、保護者とともに考える機会をつくれるよう努力します。

(2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・ 学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供や協議の場をつくります。

(3) 講演会等の実施

- ・ 外部からの専門家を招いての講演会なども企画し、生徒、教職員並びに保護者や地域の方々の意識高揚に努めます。

(4) ホームページの活用

- ・ 学校の取組を随時更新し、生徒の活動を紹介するよう努めます。

(5) 学校以外の相談窓口、相談機関の周知

- ・ 学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

6 年間計画

	1 年	2 年	3 年	委 員 会
4 月				
5 月	<div style="text-align: center;">生徒を語る会 1</div> <div style="text-align: center;">◇第1回学校生活アンケート(CHECK)</div> <div style="text-align: center;">◆全校QU調査(学校生活満足度等の把握)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校外学習</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">南中スポーツ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校外学習</div> </div>			◇自校分析 ◆客観的な分析
6 月	秋田市中総体(壮行会)			
7 月	南中スポーツ	職場体験学習		◇自校分析 学校評議員の会での説明
全校情報モラル教室(ネットトラブル防止等について) ◇第2回学校生活アンケート(CHECK) 全校三者面談				
8 月				
9 月	南中祭・合唱コンクール			
10 月	校内研修(道徳授業研究・生徒理解)		南中スポーツ	
11 月	<div style="text-align: center;">生徒を語る会 2</div> <div style="text-align: center;">◇第3回学校生活アンケート(CHECK)</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二・三者面談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二・三者面談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三者面談</div> </div>			◇自校分析
12 月		修学旅行		
1 月				
2 月	◇第4回学校生活アンケート(CHECK)			◇自校分析 学校評議員の会での説明
3 月				